

UR都市機構

令和6年度第3回独立行政法人都市再生機構 事業評価監視委員会の開催等について

独立行政法人都市再生機構では、令和6年12月13日に令和6年度第3回事業評価監視委員会を開催しましたので、その開催概要等についてお知らせします。

お問合せは下記へお願いします。

【事業評価について】

本社 経営企画部 投資管理課

(電話) 045-650-0381

【事業実施基準適合検証について】

本社 都市再生部 事業企画室

事業企画課

(電話) 045-650-0368

本社 広報室 報道担当

(電話) 045-650-0887

開催概要等

- 1 今和6年度第3回事業評価監視委員会の開催概要
 - (1) 開催日等
 - ① 日 時:令和6年12月13日(金) 14:00~17:00
 - ② 開催場所:独立行政法人都市再生機構 会議室(新宿アイランドタワー22階)
 - (2) 事業評価監視委員会委員

· 岡 絵理子 (関西大学環境都市工学部教授)

・楓 千里 (國學院大學観光まちづくり学部教授)

·河島 均 (元東京都技監)

・岸井 隆幸 (日本大学名誉教授)

・清野 由美 (ジャーナリスト・都市再生コーディネーター)

· 菰田 正信 (三井不動産株式会社代表取締役会長)

・澤野 正明 (弁護士)

・谷口 守 (筑波大学システム情報系社会工学域教授)

・深尾 精一 (首都大学東京名誉教授)

(五十音順・敬称略。所属・役職は開催当時のもの。)

楓委員は欠席

(3) 議事

① 審議内容(都市再生事業実施基準の適合検証)の説明 都市再生事業実施基準の適合検証対象事業1件に関して、事業の実施概要及び適合 検証結果について、都市再生機構から説明した。

② 審議(都市再生事業実施基準の適合検証) 検証結果に係る評価があった。

③ 審議内容(事業評価(事業再評価))の説明

令和6年度事業再評価実施対象事業2件について、事業目的、事業の実施環境の概要、対応方針案及び対応方策案決定の理由について、都市再生機構から説明した。

④ 審議(事業評価(事業再評価))

【別紙1】のとおり意見があった。

⑤ 審議内容(事業評価(事後評価))の説明

令和6年度第3回事業評価監視委員会で抽出された事後評価実施対象事業1件について、事業目的、事業の実施環境の概要、対応方針案(今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性の有無並びにその根拠)、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等(当該事業からの知見等)について、都市再生機構から説明した。

⑥ 審議(事業評価(事後評価))

【別紙3】のとおり意見があった。

- 2 都市再生事業の実施基準適合検証結果及び事業評価監視委員会の評価について
 - (1) 今回の委員会において、計1地区の都市再生事業実施基準適合検証結果について評価を行った。検証結果及び委員会の評価は、当該地区の事業着手後に公開する。
 - (2) 今回の委員会において、計2地区の事業評価(事業再評価)を行った。対応方針は 【別紙2】のとおり(令和6年12月26日 都市再生機構にて決定)。
 - (3) 今回の委員会において、計1地区の事業評価(事後評価)を行った。対応方針は 【別紙4】のとおり(令和6年12月26日 都市再生機構にて決定)。
- 3 事業評価監視委員会提出資料等の公開

令和7年1月末までに都市再生機構本社、東北震災復興支援本部、東日本賃貸住宅本部、中部支社、西日本支社及び九州支社にて閲覧に付す。

UR 都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955 年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く"まち"」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く"まち"」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

https://www.ur-net.go.jp/

*UR UR都市機構

- 街に、ルネッサンス -

UR 都市機構は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

SUSTAINABLE

DEVELOPMENT

【別紙1】

事業再評価実施対象事業の対応方針案と委員会の意見

	-		
団地•地区名	所在地	対応方針案	左記に対する事業評価監視
		理由及び事業中止に伴う事後措置の内容	事 耒 評 価 監 祝 委 員 会 の 意 見
南部大阪地区 (泉北竹城台一丁団地) 〔地域居住機能再生推進 事業(住宅市街地総合整備 事業(拠点開発型))〕	大阪府界市	事業継続 「理由〕 ・当該事業による居住環境の向上に加え、地域一体での屋外整備等により良好な住環境と外出機会創出に資する空間の形成が図られている。 ・集会所の整備や、今後創出される整備敷地への生活利便施設の誘致により、生活利便性の向上やミクストコミュニティの形成が期待される。 ・利便性の高い立地へ良好な住宅ストック等を整備することにより地域全体の居住機能を再生が期待できる	・対と二のつづよき協事こ方り一力がり、係しを会すのからう関議業とののではき関がめていたのであり、のしたのとのでは、はいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、
東中神駅周辺地区 〔住宅市街地総合整備 事業(拠点開発型)〕	東京都昭島市	事業継続 「理由〕 ・既存建物の耐震課題を解消するとともに、利便性が良好で質の高い市街地住宅の供給により、居住環境の向上が図られている。 ・「新たな交流拠点」の形成に向けて、駅前の賑わい形成に資するような施設等の導入や、建替え事業に合わせた商店街の再生により魅力ある駅前空間の創出が期待できる。	・対応方針。 ・対はのかから、 ・地域につづい、関いでは、 はいかがいとはいる。 ・地域につがいいでは、 はいでは、 もいでは、 もっと、 もっと、 もっと、 もっと、 もっと、 もっと、 もっと、 もっと

事業再評価実施対象事業の対応方針

団地・地区名	事業手法等	対応方針
南部大阪地区 (泉北竹城台一丁団地)	地域居住機能再生推進事業	
	(住宅市街地総合整備事業	事業継続
	(拠点開発型))	
東中神駅周辺地区	住宅市街地総合整備事業	市业业体
	(拠点開発型)	事業継続

事後評価実施対象事業の対応方針案と委員会の意見

	T			
		対応方針案等		左記に対する
地区名	所在地			事業評価監視
				委員会の意見
			有・無(いずれかに〇)	
			JR及び東京メトロ南北線四ツ谷駅	
			前に存する財務省及び新宿区所有の	
			大規模な国公有地並びに一般権利者	
			所有の宅地を集約し、一体的な土地	
			の有効高度利用により防災性の向上	
			や都市基盤の整備を図るとともに、業	
		今後の事後	務、商業、文化・交流機能を中心に多	
		評価の必要性	様な都市機能の集積により、四ツ谷	•対応方針案の
			駅前の「賑わい交流の心」(新宿区都	とおり。
			市マスタープラン)を形成することに寄	本事業につい
			与した。	ては、様々な
			上記より、当事業の目的を達成し、	有効な工夫が
			事業の効果を発現していることが今回	重ねられてい
			の事後評価により確認できるため、今	ることを確認し
四谷駅前地区	東京都		後の事後評価は必要としない。	<i>t</i> =。
〔市街地再開発事業〕	新宿区		有·無(いずれかにO)	・今後、同種の
		改善措置の	上記と同様に、事業目的を達成できて	事業を実施す
		必要性	いると認められるため、改善措置は必要と	るにあたって
			しない。	は、事業完了
			・保留床取得だけでなく施設建築物の商	後も継続して
			品企画等施行者を支援する事業パート	エリアに関与し
		同種事業の	ナーを早期(都市計画決定時点)に決定	ていくよう工夫
		計画・調査の	することは、保留床処分リスクを回避し、	されたい。
		あり方や事	商品企画や管理運営検討面で民間事	
		業評価手法	業者のノウハウを活用する点で有効。	
		の見直しの		
		必要性等	・権利者との合意形成を円滑に進めるた	
		(当該事業か	めには、従前の用途や立地に配慮した	
		らの知見等)	配置計画や従後取得床の共同運用(共	
			有床)の提案など、権利者合意形成が進	
			むような提案を行うことが重要。	

【別紙4】

事後評価実施対象事業の対応方針

地区名	事業手法等	対応方針	
四谷駅前地区	士华地市即公市署	今後の事後評価の必要性	無
	市街地再開発事業	改善措置の必要性	無